「大牟田市特定健康診査受診勧奨業務委託」プロポーザル実施要領

１　業務の名称

大牟田市特定健康診査受診勧奨業務委託

２　業務の目的

別紙「大牟田市特定健康診査受診勧奨業務委託基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

３　業務の概要

（１）業務名称　大牟田市特定健康診査受診勧奨業務

（２）業務内容　基本仕様書のとおり。

４　履行期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

５　プロポーザル提案上限額

５，５１１，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　プロポーザルの方式

プロポーザルの方式は公募型とする。

７　参加資格要件

応募者は次の要件を全て満たしていなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者及び第２項の規定に基づく大牟田市の入札参加制限を受けていない者であること。

（２）国税及び地方税を滞納していないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（４）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続き中でないこと。

（５）次の各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

①暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この項において「法」という。）第２条第６号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している場合
②暴力団員が実質的に運営している場合
③暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している場合
④契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している場合
⑤暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合
⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

８　参加表明書及び企画提案書等に関する質問の提出

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答については、以下のとおり行う。

なお、質問の提出書類については、本業務の名称、質問者を明記したうえで、様式自由とする。

（１）質問の提出

質問は電子メールで受け付ける。メールのタイトルは「大牟田市特定健康診査受診勧奨業務に関する質疑」とする。

（２）受付期間

①参加表明手続きに関する質問

令和５年５月１５日（月）９時から同月２３日（火）１７時１５分まで

②企画提案書等に関する質問

令和５年５月２９日（月）９時から同年６月１２日（月）１７時１５分まで

９　参加表明書及び企画提案書等に関する質問の回答

（１）最終公表日

①参加表明手続きに関する回答　令和５年５月２６日（金）
②企画提案書等に関する回答　　令和５年６月１５日（木）

（２）公表方法

質問に対する回答は、本市のホームページに掲載するものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

１０　参加表明手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明手続きを行う。

なお、提出書類の不備があるものについては、参加表明書を受理しない。

（１）提出書類

提出書類	留意事項
参加表明書	様式第１号　１部
会社概要	様式第２号　１部

役員等名簿及び照会承諾書	様式第３号　１部
履歴事項全部証明書の写し	１部　※提出日から３ヶ月以内のもの。

（２）提出期間

令和５年５月１５日（月）から同年６月２日（金）まで。

※８時３０分から１７時１５分（必着）まで。ただし、土日祝日を除く。

（３）提出方法

郵送又は持参にて提出すること。郵送の場合は配達日指定による簡易書留又は一般郵便とするが、郵便事故等について市はその責を負わない。また、配達指定日について市に事前に連絡をすること。持参の場合は、事前に日時（土日祝日を除く平日の８時３０分から１７時１５分まで。）を連絡してから持参すること。

（４）参加表明書の受理

参加表明手続きを行った者に対し、令和５年６月６日（火）までに、参加表明書を受理した旨を電子メールにて通知する。参加表明書受理の通知により参加表明手続きは完了とする。なお、電子メールを受信した後は電子メールが届いた旨を返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降問い合わせること。

１１　企画提案書等の提出

参加表明手続きが完了した者は、以下により企画提案書等の書類を提出する。なお、提出書類に不備があるものについては受理しない。

（１）提出書類

提出書類	留意事項
企画提案書類提出届	様式第４号　１部
業務実績調書	様式第５号　１部 業務実績調書は、数が多い場合は別紙（任意様式）で一覧表を作成してもよい。
納税証明書	国税及び都道府県税について未納のない証明書（提出日から３ヶ月以内のもの）各１部
企画提案書	任意様式。ただし、書式、記載項目については枠外①及び②に従うこと。
価格提案書	様式第６号及び積算内訳書（任意様式）

①企画提案書の書式等

ア　表紙には「大牟田市特定健康診査受診勧奨業務企画提案書」と記載

イ　様式　Ａ４版縦型、横書き、片面印刷、長辺綴じを基本とする。

ウ　提出部数　７部　（正本１部、副本６部）

※副本については、事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。

エ　印刷　印刷については、カラー、モノクロの別を問わない。

②企画提案書の記載項目

ア　基本業務方針

本業務の目的や内容を踏まえた業務方針を示すこと。

イ　対象者のグループ分け

特定健診の受診率を向上させるため、受診勧奨対象者の効果的な分類方法を提案すること。また、その理由及び使用するデータ等を示すこと。

ウ　属性に応じた通知の内容

分類した対象者それぞれに対する勧奨の内容等、ポイントや手法が分かる提案をすること。

エ　受診率向上のための工夫

上記イに関連して、最適な通知の作成や行動変容を促す手法等、受診率向上の工夫を示すこと。

オ　受診結果の効果検証

勧奨による結果の検証方法・内容を示すこと。

カ　スケジュールの提示

無理のない、実現可能なスケジュールを示すこと。

キ　個人情報の管理

個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育等、情報漏えいの防止対策を示すこと。

ク　業務の実施体制

提案内容を確実に実行できる体制を示すこと。

ケ　その他提案

基本仕様書に記載する事項以外で、より効率的、効果的な実施方法や体制等についての提案があれば示すこと。

コ　実績

類似の受診勧奨業務についての実績を示すこと。

（２）提出期間

令和５年６月６日（火）から同年６月２３日（金）まで。

※８時３０分から１７時１５分（必着）まで。ただし、土日祝日を除く。

（３）提出方法

郵送又は持参にて提出すること。郵送の場合は配達日指定による簡易書留又は一般郵便とするが、郵便事故等について市はその責を負わない。また、配達指定日について、市に事前に連絡をすること。持参の場合は、事前に日時（土日祝日を除く平日の８時３０分から１７時１５分まで。）を連絡してから持参すること。

（４）提出書類の受理の通知

企画提案書等の受理については、プレゼンテーションの案内により令和５年６

月２７日（火）までに通知する。また受理しなかったものについては、その旨通知する。通知の方法はいずれも電子メールにて通知する。なお、電子メールを受信した後は、電子メールが届いた旨を返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降問い合わせること。

１２　プレゼンテーションの実施

提案者が企画提案書の内容を補足し、提案内容等の質疑を行うためにプレゼンテーションを実施する。

（１）プレゼンテーションは令和５年７月６日（木）に実施する。

（２）プレゼンテーションは１提案者につき３０分（説明１０分、質疑応答２０分）程度とする。（準備、入れ替わりの時間を除く。）

（３）当日、パソコン等を利用してプレゼンテーションを実施する場合は提案者で準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクター（ＨＤＭＩ及びＶＧＡ接続のどちらも可能）は市で準備する。

（４）詳細については、プレゼンテーションの案内時に通知する。

１３　欠格事項

本プロポーザルの全ての手続きにおいて、以下に該当することが認められた提案者は失格とする。

（１）参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合。

（２）提出書類等に虚偽の記載を行った場合又は提出書類等に不足があった場合。

（３）本要領で示した提出期間及び時間、提出方法、提出先、企画提案書の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

（４）本業務に携わる本市の職員、審査員及び守秘を課せられた業者等に公平性、公正性を損なう接触を行った場合。

（５）提案者の間で、談合又は他の提案者の提案の妨げとなる行為等の不正を行った場合。

（６）本プロポーザルに関連する法律、条例、規則等に反する行為、その他不誠実な行為が認められた場合。

１４　審査方法及び評価項目

（１）本プロポーザルの審査は、大牟田市特定健康診査受診勧奨業務委託プロポーザル審査委員会（審査員５名）により行う。

（２）審査は、提案者の提案（企画提案書及びプレゼンテーション）について評価を行う。

（３）評価項目及び配点については下表のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
１　方針及び業務体制	業務方針は、委託業務の趣旨・目的を踏まえたものとなっているか	５点
	業務委託を的確に遂行するために必要な業務推進体制を整え確実に業務を履行できるスケジュールとなっているか	５点
	個人情報保護及び守秘義務の遵守等セキュリティ対策がとられているか	５点
２　データ分析業務	提供するデータを科学的根拠に基づき適切に分析するノウハウを有しているか	１５点
	特定された受診勧奨対象者は、受診率向上の効果が見込まれるものか	１０点
	受診勧奨対象者のグループ分類は、効果的な受診勧奨を可能とするものになっているか	５点
３　受診勧奨業務	受診勧奨対象者のグループ分類に応じ、根拠を持って通知物の内容を変えているか	５点
	通知物の内容は、ナッジ理論など受診率向上に係る科学的根拠に基づくものか	５点
	通知物の内容は、独創的かつ分かりやすいデザインとなっているか	１０点
	提案された受診勧奨業務は、本市の状況を踏まえたものであり、かつ受診率向上の効果が期待できるものであるか	２０点
４　勧奨結果等の分析・報告業務	勧奨結果等の分析・報告項目は、提案した受診勧奨業務を適切に評価・検証できるものになっているか	１０点
	勧奨結果の分析・報告は、本市の今後の受診率向上対策の提案に資するものであるか	１０点
５　類似業務の実績	自治体において類似業務を受託した実績があるか	１５点
	自治体において受診率を向上させた実績があるか	１５点
６　提案価格	提案上限額の範囲内で安価な提案となっているか	５点
合　　計		１４０点

（４）本プロポーザルにおいては、提案者が１者のみの場合も審査を行う。
（５）提案者ごとに、各評価項目について、項目ごとに審査員の評点の最高点及び最低点を除外した全ての項目の合計を算出する。この算出結果を提案者の得点とし、順位付けを行う。
（６）最高点が２人以上の同点となる場合は、１人分のみを除外する。最低点についても同様とする。
（７）（５）における提案者の得点が２人以上の同点となる場合は、「評価項目３受診勧奨業務」「評価項目２　データ分析業務」に関する項目の順で各項目の評価点の小計が高い者から順位付けを行う。
（８）審査員の評点の最高点及び最低点を除外した項目の合計が満点（４２０点）の５割（２１０点）に満たない提案者は交渉権者となれない。

１５　審査結果の通知

審査結果については、提案者に評点と順位を電子メールにて通知するとともに、大牟田市のホームページにおいて令和５年７月７日（金）（予定）に公表する。なお、審査結果に係る内容についての異議申し立ては受け付けない。

１６　契約候補者の決定方法

（１）審査結果により、最優先交渉権者及び第２順位交渉権者を決定し、最優先交渉権者と業務の内容等について協議する。（※）
（２）協議期間は概ね１０日間とし、協議が合意に達した場合は、最優先交渉権者を契約候補者とし、契約手続きに移行する。
（３）協議が合意に達しない場合は、第２順位交渉権者との協議を行い、同様の手続きを行う。
（４）第２順位交渉権者との協議が合意に達しない場合は、本プロポーザルでの契約候補者は決定しない。
※本プロポーザルは、提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。業務内容等は交渉により決定する。

１７　全体の日程

令和５年５月１２日（金）	公表
令和５年５月２３日（火）１７時１５分	参加表明手続きに関する質問締切
令和５年５月２６日（金）	参加表明手続きに関する質問最終回答
令和５年６月　２日（金）１７時１５分	参加表明締切
令和５年６月　６日（火）	参加表明受理通知
令和５年６月１２日（月）１７時１５分	企画提案書等に関する質問締切
令和５年６月１５日（木）	企画提案書等に関する質問最終回答
令和５年６月２３日（金）１７時１５分	企画提案書締切

令和５年６月２７日（火）	企画提案書等受理通知及び プレゼンテーション案内
令和５年７月　６日（木）１０時	プレゼンテーション
令和５年７月　７日（金）	審査結果発表 （大牟田市ホームページ、電子メール）

※期日又は期間については変更することがある。

１８　その他

・応募者は参加表明手続きをもって、本要領の記載内容及び条件を承諾したものとする。
・手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
・本要領に定めるもののほか、法令に定める規定を順守しなければならない。
・押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑とすること。
・提出された書類の記載内容について、本市から確認する場合がある。
・書類の作成、提出等に要する費用は応募者の負担とする。
・提出された資料については返却しない。なお、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
・企画提案書の著作権は提案者に帰属する。
・本プロポーザル実施に関する情報については、大牟田市情報公開条例（平成１５年条例第３７号）に基づき、情報公開又は情報提供するものとする。ただし、同条例第７条により、個人に関する情報又は事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者等の事業活動上の正当な利益を害するものについては非公開とする。
・参加表明書及び企画提案書等を提出したものの、都合により辞退する場合には速やかに「プロポーザル参加辞退届出書（様式第７号)」を提出すること。なお、辞退者について今後不利益な取扱いはしない。
・本プロポーザルは、最優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については、提案内容を基本としつつも、当該内容を確約するものではない。
・郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず、本市は責任を負わない。

【問合せ先及び資料等の提出先】
大牟田市 保健福祉部 健康づくり課
〒836-8666　（住所の記載不要）福岡県大牟田市有明町２丁目３番地
電話番号　0944(41)2668、ファクシミリ　0944(41)2675
電子メール　e-kenkoudk01@city.omuta.fukuoka.jp